障害者配食サービス業務委託（単価契約）における公募型プロポーザル実施要領

1　事業概要

（1）件名

障害者配食サービス業務委託（単価契約）

（2）目的

食事を用意することが困難なひとり暮らし等の障害者に夕食をとどけ、安否の確認を行うことにより、栄養と健康を保持し、在宅障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

（3）事業内容

①　食事の配達及び安否確認

祝日を除く、毎月曜日～土曜日の夕食を配達し、安否確認を行う。

ただし、年末年始は協議により除くことができる。

②食材費等の受領

食材料費等相当分を利用者から受領し、領収書を発行する。

③衛生管理・感染症対策

衛生管理・感染症対策を十分に行い、事業場で調理を行う。また、事業場で調理が困難な場合には代替の施設等で対応できる体制をとること。

④新規利用者の訪問調査

新規利用者は訪問調査を行ったうえで、配食を開始する。

また、訪問調査を行った結果を管轄の保健福祉課へ報告すること。

⑤定期調査

年１回、利用者に対し、利用者の状況や利用意向を確認するなどのための定期調査（アセスメント）を行う。

⑥報告及び請求

１か月分の実績を翌月１０日までにまとめて報告し、検査合格後請求を行う。

⑦苦情報告・事故報告

苦情や事故があった場合は、速やかに報告を行う。

⑧本業務における経費全般（報告に関わる費用等を含む）は受託者が負担すること。

（4）履行期間

令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで

ただし、契約については令和９年度の予算配当を条件とする。

※令和１０年度から令和１１年度についても、各年度の本事業に係る予算配当があること及び業務の履行が良好であることを条件に、引き続き同じ事業者と年度ごとに随意契約を締結する。

２　提案限度額　　６，０９９千円（消費税含む）を上限とする。

３　プロポーザル方式を採用する理由

配食サービス業務事業者選定にあたっては、対象者が配慮を要する障害者であることや安否確認の必要性が高い等の事業の趣旨を十分理解し、その上で適切な履行を行える事業者であることが必須である。

従って、障害への理解や課題認識、配食が行える十分な体制や設備、人員配置等の能力を総合的に判断するため、プロポーザル方式を採用する。

４　プロポーザルへの参加資格

次の要件をすべて満たす法人であること。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項に該当する者でないこと。

（２）世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

（３）会社更生法（昭和２２年法律第１７２号）に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成１１年法律第２５５号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。

（４）最近１年間の法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

（５）「障害者配食サービス業務委託業者選定委員会」の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている事業者でないこと。

（６）令和８年度を含む過去５年度の間に、自治体における配食サービスまたは各種福祉サービス等の受託の実績があること。

５　説明書の交付期間、場所及び方法

（１）期間：令和８年１１月５日（木）から１１月１９日（木）午後３時まで

（２）場所：世田谷区ホームページで閲覧

（３）方法：世田谷区ホームページからのダウンロードによる

６　参加表明書の提出期限、提出先及び方法

（１）期限：令和８年１１月１９日（木）午後３時まで

（２）場所：世田谷区世田谷４－２１－２７　西棟４階
　　障害福祉部障害施策推進課事業担当

（３）部数：所定の様式　１部
　　４（４）、（５）を確認できる納税証明書、契約書の写し等を添付すること。

（４）方法：持参または郵送
　　※持参の場合は前日までに連絡のうえ持参のこと。

（５）辞退：参加表明後に、何らかの事情により辞退する場合は、別紙２「辞退届」を提出すること。

7　提案書の提出者を選定する基準

本件では、提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

8　提案書記載内容

次の項目を盛り込み、項目順に記載すること。

「１法人関係書類」及び「２提案内容」は合わせて１０ページ以内・Ａ４・両面印刷とする。

1	法人関係書類	① 事業経歴 ② 法人の概要（各種認証制度の取得状況も記載） ③ 配食サービス事業を行ううえでの許認可関係 ④ 配食業務の実績（過去１０年分、業務実績が１０年に満たない場合は、これまでの実績） ⑤ 経営方針
2	提案内容	① 実施方針（障害の理解や目的の認識等)、実施日数 ② 本業務にあたる人員の配置や有資格者の状況（栄養士、調理師等） ③ 定期調査(アセスメント)への取り組み、実施についての考え方、面接にあたる人員の資格・配置状況・採用計画 ④ 安否確認の方法や苦情・事故対応などの緊急時の体制 ⑤ 危機管理体制(個人情報保護に関する社内規定等、事故（損害保険加入計画等）対応） ⑥ 調理場及び配送所の所在、調理終了後から配達完了までの時間 ⑦ 衛生管理マニュアル、感染症対策、施設の写真、食材調達に係る考え、調理の工程、代替施設等での対応計画 ⑧ 食事の内容（献立例１か月分） ※ 令和９年１月分（想定)、成人男性、普通運動量程度 ※ カロリー、成分、使用する食材等を記載のこと。 ※ 刻み食やおかゆ、アレルギーへの対応 ⑨ 容器等、配達ルート、配達方法、利用者から受領する金額の受領方法等、キャンセルへの対応
3	見積書	令和９年度分 配食及び安否確認の単価、定期調査の単価

9　質問受付

（1）期限：令和８年１２月２日（水）正午まで

（2）方法：所定の様式に質問事項を記載の上、下記のアドレスに電子メールにて送信すること。(アドレス：sea02083@mb.city.setagaya.tokyo.jp)

（3）回答：令和８年１２月９日（水）までに、参加表明した全事業者に電子メールで回答する。

１０　提案書の提出期限、提出先及び方法

（１）期限：令和８年１２月２３日（水）午前１０時まで

（２）場所：世田谷区障害施策推進課事業担当
　　世田谷区世田谷４－２１－２７　西棟４階

（３）方法：持参または郵送
　※持参の場合は前日までに連絡のうえ持参のこと。

１１　提案書を特定するための評価基準

（１）組織体制と業務実績及び会社概要

（２）取組方針・障害に対する理解・有資格者の状況

（３）安全管理・衛生管理

（４）配食の内容

（５）価格

※ 提案内容および選定委員会によるヒアリング（試食を含む）を実施し、その結果を踏まえ評価する。

〈選定委員会委員〉

障害福祉部長　杉中　寛之

玉川総合支所保健福祉センター保健福祉課長　藤田　健司

障害福祉部障害者地域生活課長　堂馬　孝之

障害福祉部副参事　星野　優

世田谷保健所生活保健課長　中塩屋　大樹

１２　提案書の審査方法

提案書の特定は、選定委員会により行い、以下のとおり行う。

（１）提出された提案書及びヒアリングに基づき評価基準に従い審査する。

（２）選定委員が審査、採点し、選定委員全員の合計点数の最も高い提案書を特定するものとする。（合格基準は、満点に対して７０％以上の評価点とする。）

１３　ヒアリングの実施

（１）日時：令和９年１月２６日（火）（時間は別途指定する。）

（２）場所：世田谷区役所会議室または近辺会議室（詳細は別途通知する。）

（３）その他：ヒアリング時に現物審査用１食及び試食審査用に１食分を６分割にした物を持参すること。持参する現物の食材料費は５００円とする。

１４　審査結果の通知日及び方法

（１）期日：令和９年１月２７日（水）発送

（２）方法：郵送による

１５　スケジュール

令和８年１１月　５日（木）　　説明書配布開始、手続き開始公告

	１１月１９日（木）午後３時	参加表明書提出期限
	１１月２４日（火）	招請通知発送
	１２月　２日（水）正午	質問書提出期限
	１２月　９日（水）	質問回答期限
	１２月２３日（水）午前１０時	提案書提出期限
令和９年	１月２６日（火）	ヒアリング、試食
	１月２７日（水）	最終選定結果通知
	４月　１日（木）	契約締結

１６　その他

（１）手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る

（２）当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を随意契約により締結する予定の有無　無

（３）契約保証金　不要

（４）契約書作成の要否　要

（５）関連情報を入手するための照会窓口　５（２）と同じ

（６）本提案にかかる一切の費用については、すべて提案者の負担とする。

（７）提案書類等は、返却しない。

（８）区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。

（９）企画提案書類等の著作権は応募者に帰属するが､区において情報開示等は必要な場合は、当該企画提案書類等の内容を無償で使用できるものとする。また、成果物の著作権は区に帰属する。

（１０）詳細は説明書による。

（１１） この要領は本件委託事業所との契約締結日をもって廃止とする。